

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日
環 境 省

1. はじめに

- ・ 東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・ こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・ 今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・ 国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。
 - 国 : 市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
 - 県 : 仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・プロポーザルを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。
 - 市町村 : 県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

中間処理(1)

第1ステップ:処理計画期間の設定

(参考:阪神・淡路大震災での実績は3年)

第2ステップ:処理可能性の検討

○仮置場に一時保管している廃棄物のうち、市町村内の中間処理施設での処理可能量を把握する(可燃物、不燃物、資源化物等の別で把握)

○処理計画期間に照らし、市町村内の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

19

中間処理(2)

○市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている場合には、市町村外の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

○災害時の応援協定等を締結している自治体や、環境省ホームページで公表されている被災地以外の自治体、市町村外の処理業者の受入可能量を踏まえ、当該自治体等への申し入れを行う。

○県は市町村の意向等を踏まえつつ、県内市町村間の調整を図る。

○環境省は、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

20

最終処分(1)

第1ステップ:最終処分量の把握

○焼却・再生利用等による減量を考慮し、最終処分量を算出する。

第2ステップ:既存処分場の受入可能性の確認

○市町村内の最終処分場での受入の可能性を検討する。

○廃棄物の市町村内の最終処分場の受入可能量が最終処分必要量を下回っている場合は、他地域の最終処分場での受入可能量を確認する。

21

最終処分(2)

○県は最終処分の処理必要量を確保するため、県内市町村の意見を踏まえつつ、市町村間の必要な調整を行う。

○環境省は、最終処分の処理必要量を確保するため、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

第3ステップ:最終処分場の確保

○市町村、県及び国は、将来にわたる安定した最終処分のあり方について早急に検討する。

22